平成２５年（フ）第１０４号
広島県三原市皆実２丁目５番10―102号
債務者　箱崎　満幸
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第２４７号
愛媛県東温市則之内甲2403番地16
債務者　藤川　隆二
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０８号
愛媛県松山市小栗３丁目６番４号
債務者　淺井　信生
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３８号
愛媛県松山市東石井７丁目４番35号　宝来ハイツ202号
債務者　松本　早苗
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４２号
愛媛県松山市朝生田町７丁目５番36号　ルミエール朝生田303号
債務者　田辺　忠彦
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４３号
愛媛県松山市朝生田町７丁目５番36号　ルミエール朝生田303号
債務者　田辺　京子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２７号
愛媛県新居浜市北内町３丁目７番８号
債務者　マギー喜代枝
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第６２号
愛媛県今治市石井町３丁目３番37号
債務者　砂田　幸高
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第２２５号
福岡県久留米市宮ノ陣１丁目11番1143号
債務者　阿南小有美
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２４２号
福岡県久留米市東合川新町４番16―206号、前住所福岡県久留米市東合川町144番地26
債務者　長谷部真紀（旧姓山岡）
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２５９号
佐賀県佐賀市大和町大字久池井1050番地８
債務者　新ケ江芳彦
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６９号
佐賀県佐賀市天祐１丁目２番27号　フロンティアＬ107
債務者　前田富美子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７３号
佐賀県神埼市千代田町用作1907番地15
債務者　徳永しのぶ
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０４号
宮崎市大橋３丁目47番地　マリベール大橋102号
債務者　平石すな子（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７３号
宮城県柴田郡柴田町船岡新栄１丁目10番地13
債務者　坂田　貴子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第１４３号
茨城県龍ケ崎市5541番地３
債務者　梓　　国栄
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
茨城県守谷市百合ケ丘１丁目2366番地の17
債務者　寺田　貴浩
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
茨城県取手市井野団地５番３―302号
債務者　中山　洋子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部